

<月次報告様式>

別表第2 令和7年度 公文書開示（11月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分		(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	担当課			
					開示	一部開示	不開示	不在	存否	応答	拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	
1	R7.10.31	R7.11.13	小岩消防署（7）浴室内装その他改修工事の金入り内訳書（諸経費計算書含む）	22	●															総務部施設課
2	R7.11.5	R7.11.13	東京消防庁豊島消防署自白出張所（仮称）庁舎（7）改築給排水衛生設備工事その2の金入り内訳書（諸経費計算書含む）	35	●															総務部施設課
3	R7.11.10	R7.11.21	(1) 東京消防庁矢口消防署庁舎ほか1か所敷地地質調査 (2) 東京消防庁町田消防署忠生出張所庁舎ほか1か所敷地地質調査 以上2件の金入り内訳書	17	●															総務部施設課
4	R7.11.11	R7.11.21	(1) 東京消防庁池袋消防署長崎出張所庁舎（7）改築電気設備工事 (2) 東京消防庁立川防災施設電気機（仮称）庁舎（7）増築及び改修電気設備工事その2 以上2件の金入り内訳書、代価表及び共通費算定書	276	●															総務部施設課
5	R7.11.7	R7.11.10	水利課が発注した7耐震性貯水槽（防火水槽）新設工事その3の文書	1	●															防災部水利課
6	R7.11.10	R7.11.11	7防火水槽撤去工事その2 1 内容：工事設計書の開示	1	●															防災部水利課
7	R7.11.17	R7.11.19	品川区南品川6-7-35に存する防火水槽の位置が分かる図面（個人情報及び印影を除く）	1	●															防災部水利課
8	R7.11.14	R7.11.25	消防学校幡ヶ谷寮（7）外壁その他改修工事等の金入り内訳書（諸経費計算書含む）	4	●															消防学校校務課
9	R7.10.29	R7.11.17	○○にかかる地下貯蔵タンクの位置、高さ、深さ、容量、大きさ、構造、設備概要等がわかる図面等の資料及び、地下貯蔵タンク設置の目的、中身、用途、施工者、所有者、使用者、設置年月日、耐用年数、有害物質の有無が記載されている資料							●			●						当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、東京都情報公開条例第7条第4号に規定する犯罪の予防、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報を開示することとなるため	東京消防庁防災部危険物課

46	R7. 10. 27	R7. 11. 7	○ (杉並区○○ー○ー○) に係る防火対象物使用届出書 その1 (昭和57年6月15日杉並消防署予防課第1199号) 一式	21	●					●					この情報は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、勤務者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号）第7条第4号に該当する。	東京消防庁予防部予防課
47	R7. 10. 27	R7. 11. 7	○ (杉並区○○ー○ー○) に係る防火対象物使用届出書 その1 (昭和57年6月15日杉並消防署予防課第1199号) 一式	21	●					●					この情報は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、勤務者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号）第7条第4号に該当する。	東京消防庁予防部予防課
48	R7. 10. 30	R7. 11. 7	○ (○ 港区○○ー○ー○) に係る消防設備等設置届出書 (平成11年5月10日 芝消防署予防課第513号)	5	●											東京消防庁予防部予防課
49	R7. 10. 8	R7. 11. 7	○○ (練馬区○○ー○ー○) に係る以下の公文書一式 (平面図及び系統図を除く) 1 工事整備対象設備等着工届出書 (自動火災報知設備) (平成19年9月6日石神井消防署予防課第54号) 2 消防用設備等 (特殊消防用設備等) 設置届出書 (自動火災報知設備) (平成20年3月14日石神井消防署予防課第340号) 3 消防用設備等 (特殊消防用設備等) 設置届出書 (自動火災報知設備) (平成20年7月3日石神井消防署予防課第55号)	58	●					●	●				この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）第7条第2号に該当する。また、この情報は、公にすることにより、偽造等の犯罪に悪用されるおそれがあるため、条例第7条第4号に該当する。	東京消防庁予防部予防課
50	R7. 10. 8	R7. 11. 7	○○ (練馬区○○ー○ー○) に係る以下の公文書一式 (平面図及び系統図を除く) 1 工事整備対象設備等着工届出書 (自動火災報知設備) (平成19年9月6日石神井消防署予防課第54号) 2 消防用設備等 (特殊消防用設備等) 設置届出書 (自動火災報知設備) (平成20年3月14日石神井消防署予防課第340号) 3 消防用設備等 (特殊消防用設備等) 設置届出書 (自動火災報知設備) (平成20年7月3日石神井消防署予防課第55号)	58	●					●	●				この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）第7条第2号に該当する。また、この情報は、公にすることにより、偽造等の犯罪に悪用されるおそれがあるため、条例第7条第4号に該当する。	東京消防庁予防部予防課
51	R7. 10. 28	R7. 11. 10	○ (大田区○○ー○ー○) に係る防火対象物使用 (変更) 届出書 その1 (昭和54年3月8日東調布消防署予防課第38号) に添付された1、2階平面図	3	●					●	●				この情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）第7条第2号に該当する。	東京消防庁予防部予防課
52	R7. 10. 27	R7. 11. 10	○ (目黒区○○ー○ー○) に係る以下の公文書 1) 防火対象物使用開始届出書 (令和4年10月26日 目黒消防署予防課第221号) 2) 防火対象物使用開始届出書 (令和4年10月26日 目黒消防署予防課第220号)	40	●					●	●				この情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）第7条第2号に該当する。	東京消防庁予防部予防課
53	R7. 10. 29	R7. 11. 10	○ (豊島区○○ー○ー○) に係る電気設備設置 (変更) 届出書 (昭和63年9月6日豊島消防署予防課第1736号) に添付された以下の公文書 ・非常電源の概要図 ・地下2階電気室平面断面詳細図 ・受変電設備単線接続図 ・R階動力配管図 ・幹線系統図	17	●											東京消防庁予防部予防課
54	R7. 10. 23	R7. 11. 10	○ (東京都中央区○○ー○ー○) に係る防火対象物使用 (変更) 届出書の纏及び添付されている平面図、立面図及び断面図	19	●					●					この情報は、公にすることにより、犯罪の実行を容易にするなど、従業員の安全を脅かすおそれがあると認められるため、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）第7条第4号に該当する。	東京消防庁予防部予防課
55	R7. 10. 28	R7. 11. 10	○ (世田谷区○○ー○ー○) に係る消防用設備等着工届出 (昭和61年9月19日 成城消防署予防課第582号) の系統図、設備計算書、摩擦損失計算書及び1階平面図	7	●					●	●				この情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）第7条第2号に該当する。	東京消防庁予防部予防課

